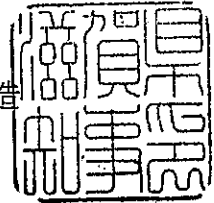




滋 健 福 政 第 1017 号
平成 27 年 (2015 年) 7 月 17 日

滋賀県社会福祉審議会
委員長 渡邊 光春 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県地域福祉支援計画の策定について (諮問)

本県では、社会福祉法第 108 条に基づき、県内の市町地域福祉計画の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項について、平成 23 年 3 月に「滋賀県地域福祉支援計画」を策定し、計画期間を 5 年間として地域福祉の支援に取り組んできたところです。

この間、本県も人口減少局面を迎え、少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化など福祉を取り巻く環境が大きく変化するとともに、国においては、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が公布され、本年 4 月より生活困窮者に対する新たな制度が始まっています。

つきましては、こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間とする新たな地域福祉支援計画を策定するにあたり、社会福祉法第 7 条第 2 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。